

特集：次世代情報教育の構築に向けて ——情報倫理教育——

高等学校教科「情報」における情報モラル教育の高度化について

田中規久雄*

Improvement of Computer Ethics Education in “Information Studies”, High School General Subject

Kikuo TANAKA*

1. はじめに

2008年1月17日、中央教育審議会答申⁽¹⁾が出され、次期学習指導要領では、初等中等教育における「情報モラル教育」が強化されることとなった。

それにともない、高等学校教科「情報」においても情報モラルが強化されることとなった。

本稿においては、これらを踏まえて、次期教育課程における高校普通教科「情報」で扱われるべき情報モラル教育とその教員養成について検討する。

2. 現行学習指導要領下における情報モラル教育

1998年8月、情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議は、最終報告⁽²⁾を出し、「今後の初等中等教育段階で育成すべき『情報活用能力』を以下のように整理し、情報教育の目標として位置づける。」として下記の三つの観点、並びにそれらの基礎となる「必要最小限の基本操作の習得の体験」が必要であることを述べた。三つの観点は新学習指導要領の基礎となる2008年中教審答申においても堅持されている。

- (1) 情報活用の実践力
- (2) 情報の科学的な理解

(3) 情報社会に参画する態度

最終報告は、「情報社会に参画する態度」の学習の範囲として、「情報技術と生活や産業、コンピュータに依存した社会の問題点、情報モラル・マナー、プライバシー、著作権、コンピュータ犯罪、コンピュータセキュリティ、マスメディアの社会への影響などが考えられる。」としているが、これらは広い意味での情報モラル教育に含まれるものである。

これに基づき、現行の高等学校学習指導要領⁽³⁾は上記三観点をすべて含みつつも、「情報活用の実践力」と「必要最小限の基本操作の習得の体験」に重点を置く「情報A」^{注1)}、情報の科学的な理解に重点を置く「情報B」、情報社会に参画する態度に重点を置く「情報C」という3科目を設定した^{注2)}。

2003年度よりこの学習指導要領が施行され、教科「情報」が始まった。学習指導要領に記されている「情報社会に参画する態度」とは、「社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任につ

注1) 「情報B」、「情報C」では、総授業の1/3以上を実習にあてるとしているが、「情報A」では実習を1/2以上としている。

注2) 専門教科「情報」のいくつかの科目の他、専門教科「農業」、「水産」、「福祉」、また「盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校」(現在は特別支援学校)の各情報処理科目においてもプライバシーや著作権の保護についての内容が規定された。

* 大阪大学大学院法学研究科 (Graduate School of Law and Politics, Osaka University)

受付日：2008年5月7日；再受付日：2008年8月11日；採録日：2008年9月2日